

沖縄県個人情報保護審査会答申第 116 号 概要

①件名	私が署名した警告書及び誓約書に係る保有個人情報不訂正決定に対する審査請求
②訂正請求年月日	令和 5 年 7 月 28 日（受理：令和 5 年 7 月 28 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（生活安全部人身安全対策課）
④決定年月日	令和 5 年 8 月 28 日（沖人安第 2505 号）
⑤決定内容	保有個人情報不訂正決定
⑥決定理由	申出書の箇所（誓約書の自筆部分）については、令和元年 5 月 27 日に審査請求人が記載した正確な年月日、住所、氏名であり、保有個人情報の内容の不備は認められないため。
⑦審査請求年月日	令和 5 年 10 月 19 日（受理：令和 5 年 10 月 23 日）
⑧審査請求の趣旨	個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 34 条ないし第 92 条に基づき、訂正する旨の裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 「警告書及び誓約書」（以下「本件文書」という。）は、審査請求人が自宅療養中に、特定署職員らが突然に審査請求人宅へ来訪し、審査請求人が納得していない状況下で署名させたものであり、審査請求人が本件文書に署名をした行為は自由意思に反する誤りである。よって、速やかに訂正されたい。</p> <p>(2) 法第 92 条によれば、行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。過去においても現在においても、令和元年 5 月 27 日時点で審査請求人がストーカー行為等の規制に関する法律に規定するつきまとい行為を行ったという事実は存在せず、本件文書に審査請求人の署名があることは事実と合致しない誤りである。よって、事実誤認を速やかに訂正されたい。</p>
⑩諮問年月日	令和 6 年 1 月 25 日（沖公委（監）第 12 号）
⑪答申年月日	令和 6 年 12 月 3 日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 5 年 8 月 28 日付け沖人安第 2505 号の保有個人情報不訂正決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>1 法第 90 条第 1 項の該当性について</p> <p>(1) 本条項の趣旨</p> <p>法第 90 条第 1 項では、何人も自己を本人とする保有個</p>

人情報（「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」及び「開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの」に限る。）の内容が事実でないと思料するときに当該保有個人情報の訂正請求を行うことができるとしている。

(2) 該当性の判断

本件文書は、法第 82 条第 1 項の開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であり、訂正請求の対象となるものである。

2 法第 92 条の該当性について

(1) 本条の趣旨

法第 92 条では、行政機関の長等（実施機関）は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないとしている。

また、本条に規定している「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）をいう。

(2) 該当性の判断

本件文書における年月日、住所、氏名の記載内容について、実施機関の調査によれば審査請求人自ら記載したとしており、審査請求人もその点について何ら異議を申し立てておらず、当事者双方に争いはない。

本件訂正請求の対象は「審査請求人が年月日、住所、氏名の箇所に記載した」ことが事実であるかということであり、本件文書の趣旨に該当する事実である「ストーカー行為等の規制に関する法律に規定するつきまとい行為」が存在したかではない。

上記のとおり、本件訂正請求の対象が事実であるならば、本条に定める「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、「保有個人情報の訂正をしなければならない」場合に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件訂正請求及び本件処分に対する反論

の随所で、実施機関の対応が不適切であることを述べるとともに、特に自らストーカーでないことについて強く主張した。しかし、ストーカー行為があったか否かは審査会で判断できる問題ではなく、また判断する立場ではない。

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものでもない。

4 付言

本件文書を一見した場合、ストーカー行為等の規制に関する法律に基づく警告書と誤解されてもやむを得ない外観を呈しているように見える。

また、個人情報取得（法第64条）において、実施機関の説明に不十分な点があるように見え、審査請求人の主張も一部首肯できる面がある。しかしながら、この点については審査会で判断できる問題ではなく、訂正請求の理由には当たらない。

今後、実施機関は、行政指導の趣旨に則った慎重かつ適正な運用を検討するよう要望する。